

英国はハード・ブレグジットへ メイ首相はEU域内市場参加よりも移民制限を優先

欧米調査部上席主任エコノミスト

吉田健一郎

03-3591-1265

kenichiro.yoshida@mizuho-ri.co.jp

- 1月17日に行われたEUとの離脱交渉方針に関する演説において、メイ首相はEUからの移民制限をEU域内市場への参加に優先させる方針を表明した
- 英政府は、3月中にEU条約第50条に基づく脱退通告をEUに対して行うことになろう。最高裁判所が違憲判決を下しても、50条通告実施法が作成され、成立する見込み
- 英・EU間の新協定としては、自由貿易協定（FTA）を目指す旨をメイ首相は表明した。EU域内市場への参加が失われた場合の在英日本企業への影響は多岐にわたる

1. メイ首相は移民制限をEU域内市場への参加に優先させる方針を表明

テリーザ・メイ英首相は、1月17日に行われた英国のEU（欧州連合）離脱（ブレグジット）に関する演説において、対EU交渉の基本方針を表明した。首相演説の骨子は図表1の通りであり、首相は12の交渉方針を示した。この中で最も重要な点は、EU域内市場への参加が失われようとも、国民投票の意思の一部であるEU移民の制限を最優先事項とする、いわゆる「ハード・ブレグジット」を目指す姿勢が明らかになった点である。メイ首相は、英国がEUと新たに「自由貿易協定（FTA）」の締結を目指す旨を同時に宣言した。

図表1 メイ首相が示した12の交渉方針

1. 確実性	7. 労働者の権利保護
<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り確実な情報を提供 ・EUとの最終合意については、上下院で議決 	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州法上の権利を保証するとともに、権利保護をさらに強化
2. EU法の排除	8. 欧州との自由貿易
<ul style="list-style-type: none"> ・自国法の立法権のEUからの奪回 ・欧州司法裁判所の管轄から離脱 	<ul style="list-style-type: none"> ・EU単一市場からは離脱 ・EUとの間で、強力かつ野心的な貿易協定締結を目指す ・巨額なEU予算の負担はしない (ただし、交渉の結果としての一部負担の可能性は排除せず)
3. 連合王国の強化	9. EU域外国との貿易協定
<ul style="list-style-type: none"> ・イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの協調 	<ul style="list-style-type: none"> ・英国はEU域外国と独自に貿易交渉を行う (EUの共通関税の制約は受けない)
4. アイルランドとの共通旅行区域 (CTA) の維持	10. 科学とイノベーション
5. 移民の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・科学・技術・研究分野での欧州パートナーとの協働を歓迎
<ul style="list-style-type: none"> ・欧州からの移民数を制御 	11. 犯罪・テロリズムとの戦いにおける協力
6. 英国内のEU市民、EU内の英国国民の権利	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州同盟国と外交・防衛面での協力を継続
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の居住者の権利は、できるだけ早期に保証 	12. 円滑で秩序ある離脱
	<ul style="list-style-type: none"> ・制度急変の悪影響を避けるため、段階的な制度移行を模索

(資料) 英政府より、みずほ総合研究所作成

「ハード・ブレグジット」により、EU域内市場への自由なアクセスが失われることから、在英企業の対EUビジネスへの影響が懸念される。一方で、英国はEU域内市場への参加の見返りとして求められるEU法の順守義務が無くなる。このため、自国の判断でEUからの移民流入を管理することが出来るようになったり、EUへの予算拠出の必要が無くなったりする。

今回の演説内容については、概ね事前のリーク情報に沿った内容であった。事前リークに含まれていなかった情報としては、英国とEUの間の最終合意については英議会での採決を行うことを首相が表明した点であろう。金融市場では、メイ首相がこの点に言及したタイミングをとらえて、急速な英ポンドの買い戻し起きた。最終合意が議会で承認が得られないことを避けるために、EU離脱合意がよりソフトなものになるのではないかとの思惑などが背景にあったと推察される。

2. 脱退交渉開始のトリガーとなる「50条通告」は3月中に行われる公算大

今後の英国とEUの間の交渉における主な注目は2点ある。第1は、英国とEUの間の交渉開始のトリガーとなる、EU条約第50条に基づくEU理事会への脱退通告（「50条通告」）がいつ行われるかである。第2は、英国とEUのFTA交渉の内容と締結に要する時間である。

第1の50条通告を英政府が実施するタイミングは、3月中となる公算が大きい。この点で、まず注目されるのは、1月中にも下される予定の最高裁判所で審理中の裁判の判決である。現在、最高裁判所においては、「英政府が議会の承認を経ずに独断で50条通告を実施することが出来るかどうか」という点について法廷闘争がなされている。11月初に高等裁判所は、政府による独断の50条通告実施は「違憲」との判決を下しており、各種報道によれば、最高裁判所でも同様の違憲判決が下される公算が大きい。

英政府は、まずこの判決の結果を待ち、そのうえで敗訴、すなわち「違憲」となった場合は、「2017年EU離脱（50条通告）法」を制定し、上下院で議論の上、決議を行うと予想される。この法案自体は、非常に短い法案となる可能性が高い。例えば「政府はEU理事会に対して3月31日までに英国のEU離脱の意思を通知する義務を負う。通知は、EU条約第50条の要件に沿ったものでなければならない」といった文言のみが法案化され、審議される形が予想される。英BBC報道によれば、こうした短い法案にすることで、野党から法案修正される可能性を低下させる狙いが政権にはあるとされる。

実際、野党労働党のコービン党首は、国民の意思を尊重し、「50条通告自体を阻止することはしない」方針を示しており、上記のような通告実施のみに的を絞った法案であれば反対はしづらい。上記BBC報道では、英政府閣僚は、法案を下院で2週間以内に可決させることが可能であると考えているとされる。他方、自民党や労働党議員の一部は、50条通告の実施を容認する見返りとして、英政府の交渉が終わった後に再度国民投票の実施を要求しているとの報道もある。しかし、メイ首相は今回の演説では最終合意について議会の採決を取ることを表明したのみであり、労働党の姿勢や、保守党の議会での数的優位を考えると50条通告の実施に関する一部議員の見返り案が承認される公算は小さい。以上を勘案すれば、50条通告は当初の予定通り、3月末までに行われる公算が大きい。3月のEU政治日程をみると、EU首脳会合が3月8～10日、オランダの下院選挙が3月15日、ローマ条約60周年記念式典が3月25日に行われる。早ければEU首脳会合前の3月初めにも50条通告が行われる可能性がある。

3. F T A交渉は簡単ではなく、時間を要する可能性も

第2の注目点である、英・E U間のF T A交渉の内容や締結に要する時間については、メイ首相が今回の演説の中で示したよりも交渉は難航し、締結には時間を要する可能性がある。

英国がE Uとの間で経済的に的を絞ったF T Aを目指す形は、カナダがE Uと包括的経済貿易協定（CETA）を結んでいることから「カナダ型」と呼ばれる。カナダとE UのCETAのケースでは40近い交渉項目があり、工業製品を含む多くの商品やサービスについても対象となっている。経済・貿易に関わる協定であるため、社会保障、移民といった項目は協定には含まれていない。

E UとのF T A交渉の中で英国にとって重要な点の一つは、金融サービスの自由なE U域内市場への参加であるが、これはカナダとのCETAにおいても認められていない。また、フランスなど一部の国はE Uにおける国際金融センターとしての地位をロンドンから奪うために、国を挙げたキャンペーン活動を既に開始しており、金融サービスの自由化を含むF T A交渉は難航が予想される。

交渉に要する時間について、メイ首相は2年間での大筋合意を目指す旨を表明したが、これまでE Uが他国と行ったF T A交渉は4～8年程度の時間がかかっており、前述のカナダとのCETAのケースでは、交渉開始から調印までに7年を費やしている。メイ首相が目指す2年間での合意形成は、英国とE Uの間の利害対立や欧州主要国の選挙日程等を踏まえれば、非常にタイトなスケジュールである。

「50条通告」を英国が実施した場合、50条のルール上、2年後にはE U法の英国への適用が停止される。E U法の英国への適用が停止されれば、英国はその時点で、E U域内市場への参加が出来なくなる。従って、英国とE UのF T Aが、大筋合意に2年以上の時間がかかってしまったり、2年で合意したとしても実施までの移行期間の取り扱いに関する合意が得られなかったりすれば、E U法が失効し、新協定の発効までの間は一時的に何の通商協定もなくなってしまう可能性を排除しきれない。英国・E U間で何の通商協定も結ばないケースは、W T Oルールの下で貿易が行われることになることから、F T Aを締結する「カナダ型」に対して「W T O型」と呼ばれる。

4. 在英日本企業への影響

「カナダ型」や「W T O型」が実現した場合の在英日本企業への影響は多岐にわたる。E U域内市場への英国の参加が出来なくなることで、これまで在英日本企業が得られていた「ヒト・モノ・カネ・サービス」の4つの自由移動が制限されるからだ。

「ヒト」の自由移動が制限されれば、これまでのように自由にE U・英国間で労働者を雇用することは出来なくなる。メイ首相は演説の中で、在英のE U市民の既存の居住権は、在E Uの英国国民の取り扱いが保障される限り、継続される旨を表明している。しかし、E U側がこうした提案を全面的に受け入れるかどうかは定かではなく、在英日本企業は、英国（E U）で働くE U（英）国籍の労働者の数を把握することや、E U（英国）からの人材の将来的な必要性について検討しておく必要がある。

「モノ」の自由移動については、「W T O型」となれば英国・E U間の輸出入には関税が課されることになる。「カナダ型」であれば通商協定の内容により関税率は低下し、撤廃されることも考えられる。但し、「カナダ型」でも、E U域内市場への完全な参加とは異なる。英国からE Uに輸出される品目や、E Uから英国に輸出される品目については、「メイド・イン・UK」や「メイド・イン・E U」である

こと、即ち原産地証明が必要となる。このため、自社が輸出する商品が、どの国の部品を何%使い作られているのか等、サプライチェーンを確認することが必要になる。

「カネ」の自由移動については、これまでは配当金や利子、ロイヤルティといった資本の移動については無税でEU各国間の資本移動を行えることがEU法により担保されてきた。しかし、英国がEUを離脱すれば、源泉徴収税が課されるなど追加的な税負担が発生する可能性がある。例えば、統括会社を英国に、子会社を大陸欧州に置き、資金を英国に集中させているような在欧企業の場合は、全体的な税効果を確認し事業構成を再考する必要がある。

「サービス」の自由移動については、金融サービス提供への影響などが懸念されている。EUでは、「EU単一パスポート」と呼ばれる単一免許制度の下、EUのどこか1カ国で営業免許を取得すれば、他の27カ国どこへでも金融サービスを提供したり、支店を開設したりすることが可能だ。しかし、英国がEUから離脱すれば、英国でパスポートを取得している第三国の金融機関はパスポート制度が利用できなくなる。このため、EU内の他国で新たに免許を取り直す必要があり、これに伴い人的・物的な移転が必要になると見られている。

上記以外にも、例えば個人情報など「データ」の自由な移動が制限される可能性があるなど、英国がEUを離脱し何の通商協定もないままにEU法が失効した場合の影響は大きい。FTAの中でどのような交渉を行っていくのかも本稿執筆時点では全く分かっていない。交渉は未だ始まっていないうえ、その結果により欧州ビジネスへの影響は大きく異なる。

英国がEUを離脱するまで少なくとも2年という時間がある。日本企業は、冷静に情報を収集したうえで、「ハード・ブレグジット」に備えることが必要になる。